

JCOA会則等検討委員会委員

熊谷 洋幸

過日静岡学会シンポジウムの総括です。
御高覧ください。

S7-7 NPO 法人の会員および会費規則について

会員に関する規則は定款に決めました。

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

当面はSLOCの設立等に関係したJCOAの委員や役員とSLOC総務委員会委員のみを正会員としています。

JCOAの会員が参加しなければ、SLOCの実際の活動に支障をきたすことが考えられますので、各県臨床整形外科医会には団体の正会員として入会をお願いしています。

多くのJCOA会員は、個人としてSLOCの正会員とならなくても、各県臨床整形外科医会に所属しているので、SLOCの正会員と同様にSLOCの活動にご協力をお願いします。

正会員でないということは総会の決議権がないということのみです。

希望すれば、総会にも参加することができます。

JCOA会員の皆様にはボランティアとして1人3,000円以上の寄付をお願いいたします。

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。別に定める入会金会員が会費を納入しなければならない。

入会金や会費については定款に定め、その金額は総会の決議で決定いたします。

附則

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員 5.000円
賛助会員 10.000円
(2) 年会費 正会員 1.000円
賛助会員 10.000円 (1口以上)

具体的には定款に記載しているような金額としています。
JCOAの場合には主に会費収入を原資として事業を行っていますが、SLOCは寄付金、
賛助金や交付金を原資として活動を行っているからです。
この定款は平成25年3月のSLOC総会にて決定しています。

JCOA会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

JCOA静岡学会：シンポジウム7

期日・時間：平成25年7月15日 09:10~10:40

場所：第2会場

ロコモティブシンドロームの認知率の向上について、現状と今後の展望
－ NPO 法人の取り組み－

座長：原田 昭 (JCOA副理事長)

久保谷康夫 (JCOA会則等検討委員会ア

ドバイザー)

S7-1 NPO 法人とは

二階堂 元重 (JCOA 会則等検討委員会担当理事)

S7-2 ロコモ認知度向上とNPO法人

－地方公共団体がNPO法人に求めること－

長谷川 利雄 (JCOA会則等検討委員会担当理事)

S7-3 NPO 法人の適正な正会員数についての考察

吉崎 隆 (JCOA 会則等検討委員会担当理事)

S7-4 NPO法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会の定款について

新渡戸 剛 (JCOA 会則等検討委員会委員長)

S7-5 NPO法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会の役員選任規則と推薦委員会規則について

田中 義孝（JCOA 会則等検討委員会委員）

S7-6 NPO法人の事業計画案および予算案について

志田原 泰夫（JCOA会則等検討委員会委員）

S7-7 NPO 法人の会員および会費規則について

熊谷 洋幸（JCOA 会則等検討委員会委員）

指定発言1

藤野 圭司（JCOA・SLOC理事長）

指定発言2

角南 義文（JCOA元理事長）